

貝塚市交通バリアフリー基本構想

2004年3月

貝 塚 市

目 次

1. 計画の主旨	1
1-1. 交通バリアフリー法について	1
1-2. 計画の目的と策定方法	3
2. 貝塚市の概況	4
2-1. 貝塚市を取り巻く環境	4
(1) 貝塚市の位置	4
(2) 人口・世帯数	4
(3) バリアフリー対象者の状況	6
(4) 交通体系	7
(5) 公共公益施設の現況	12
2-2. まちづくりに関連する計画	15
(1) まちづくり全般に関わる計画	15
(2) その他関連計画	16
3. 重点整備地区の設定	17
3-1. 特定旅客施設となる駅の抽出	17
3-2. 重点整備地区対象駅の設定	19
(1) 特定旅客施設となる駅と駅周辺の特性	19
(2) 重点整備地区の設定	20
3-3. 貝塚駅周辺の現況	21
(1) 土地利用	21
(2) 施設分布	21
(3) 主要道路	21
3-4. 重点整備地区	22
3-5. 特定経路	22
4. 市民意見の把握	24
4-1. 市民アンケート調査	24
(1) 調査の概要	24
(2) 属性別集計	25
(3) 設問別集計	26
4-2. タウンウォッチング調査	32
(1) 調査概要	32
(2) 調査結果	34

5.	重点整備地区の課題	37
5-1.	これまでの取り組み	37
5-2.	バリアフリー化に向けた課題	37
(1)	道路について	37
(2)	駅舎とホームについて	37
(3)	バス運行について	37
6.	基本方針	38
6-1.	目標	38
6-2.	目標年次	38
6-3.	基本方針	38
(1)	人にやさしいまちづくり	38
(2)	市民・企業・行政が協働したまちづくり	38
(3)	心のバリアフリーの輪を広げるまちづくり	38
(4)	志を高く持ち、継続的に取り組みます	39
7.	特定事業及びその他の事業	40
7-1.	特定旅客施設に関するバリアフリー化（公共交通特定事業）	40
(1)	南海貝塚駅	40
(2)	水間鉄道貝塚駅	40
7-2.	バス運行に関するバリアフリー化（公共交通特定事業）	41
7-3.	道路のバリアフリー化（道路特定事業）	41
(1)	特定経路	41
(2)	準特定経路	41
7-4.	信号機などのバリアフリー化（交通安全特定事業）	42
7-5.	その他の関連施策（ソフト的バリアフリーの推進）	42
(1)	道路管理	42
(2)	迷惑駐車対策	42
(3)	迷惑駐輪対策	42
(4)	業者及び商業者団体の協力	42
(5)	啓発・学習	42
8.	今後の取り組み	43
(1)	南海貝塚駅のエレベーターの設置をはじめとする駅舎施設の整備に取り組みます	43
(2)	市民が主体となるバリアフリーのまちづくりを進めます	43
(3)	市域全体のバリアフリー化の推進に努めます	43
(4)	法改正や社会ニーズに柔軟に対応していきます	43
9.	参考資料	44
9-1.	貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿	44
9-2.	貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	45
9-3.	貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会等の経緯	46
9-4.	基本構想の作成	46

1. 計画の主旨

1-1. 交通バリアフリー法について

正式名称：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日公布・同年11月15日施行）

【法律の趣旨】

高齢者、身体障害者などが公共交通機関を利用する際に、移動の利便性及び安全性の向上を促進させることが目的です。

具体的には

● 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進します。

● 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的に推進します。

【法律の基本的な仕組み】

ア. 国の基本方針

国土交通大臣などが、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成します。

イ. 交通事業者に対するバリアフリー基準への適合義務

交通事業者が駅やバスターミナルなどを新設するとき、あるいは、鉄道車両、バスなどを新しく導入するときに、「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」に適合しなければなりません。

ウ. 全国各地域のバリアフリーの推進

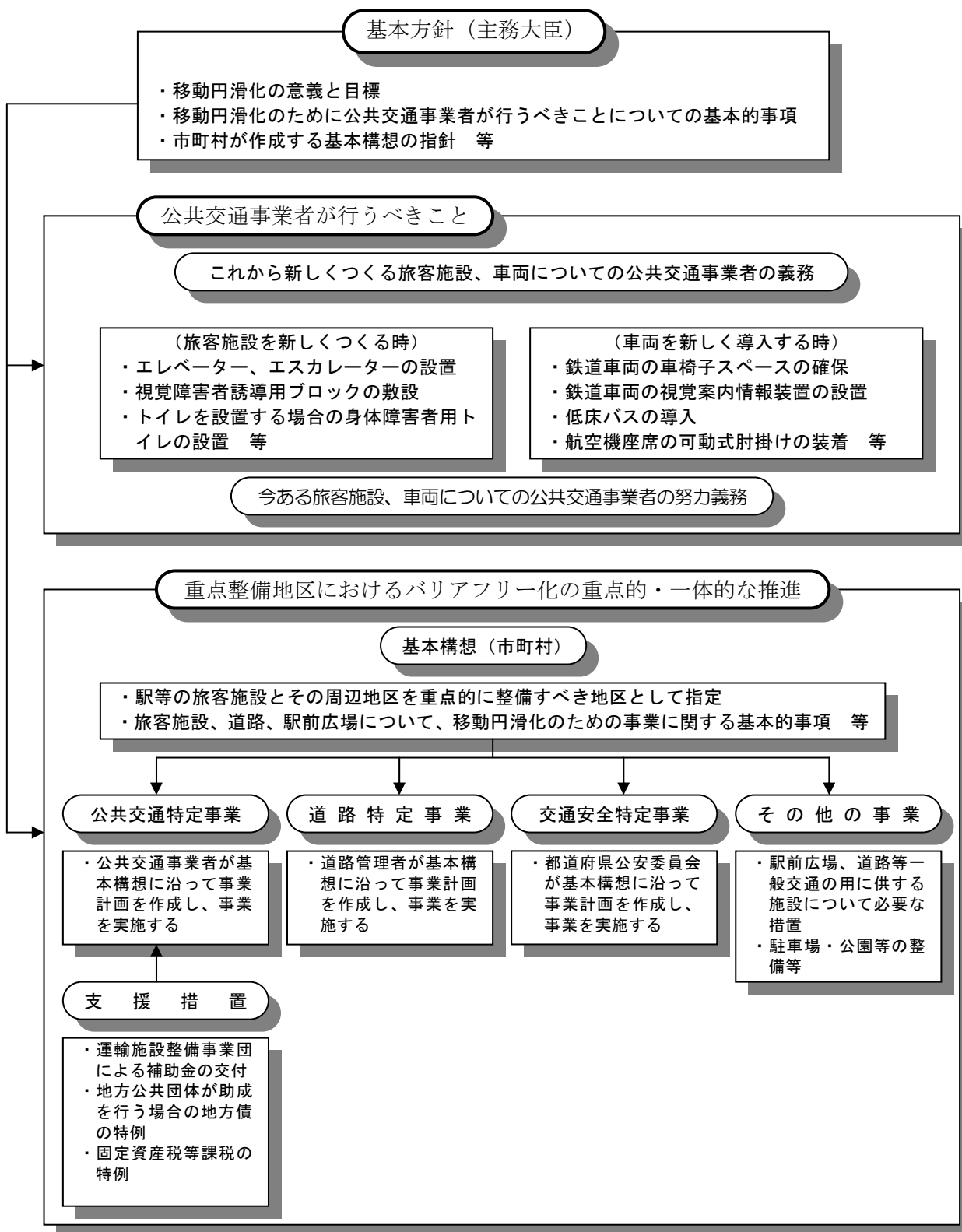
【市町村による「基本構想」の作成】

市町村は、基本方針に基づき、乗降客の多い駅（「特定旅客施設」）などを中心とした地区（「重点整備地区」）について、地区内のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための方針や具体的事業を定めた、「基本構想」を作成することができます。

【基本構想に基づく事業の実施】

交通事業者、道路管理者、公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成しバリアフリー化のための事業を実施します。

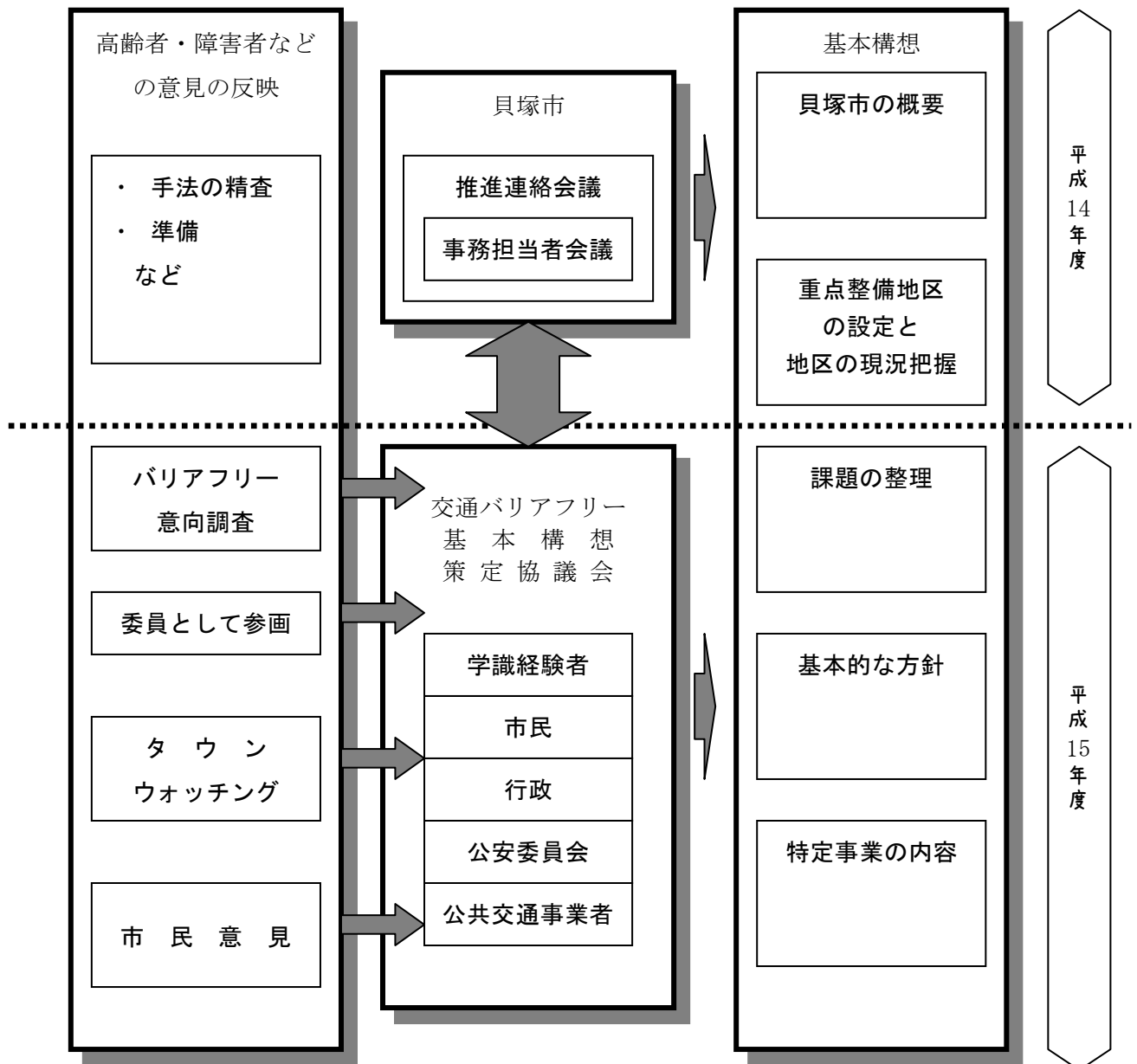
■ 交通バリアフリー法の仕組み



1-2. 計画の目的と策定方法

「貝塚市交通バリアフリー基本構想」は、前述した交通バリアフリー法に則った「基本構想」となり、貝塚市で交通のバリアフリー化を進めるための方針や「重点整備地区」における具体的事業を定めることを目的とし、以下の方法により策定します。

■ 計画の策定方法



2. 貝塚市の概況

2-1. 貝塚市を取り巻く環境

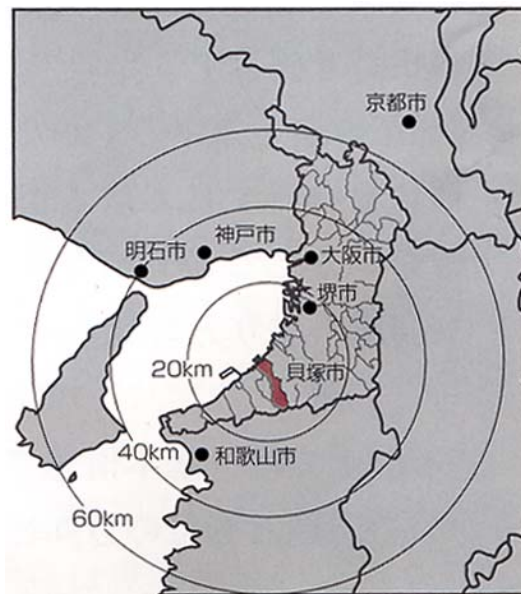
(1) 貝塚市の位置

本市は、大阪府の南部、和泉平野の中央部にあって、大阪市中心部、和歌山市中心部へそれぞれ約 30 km の位置にあります。

大阪市中心部へは南海線によって難波に、JR 阪和線によって天王寺に結ばれ、所要時間はそれぞれ、約 30 分となっています。

面積は 43.96 km² であり、大阪湾を臨む北西部から和歌山山脈が控える南東部まで、細長い市域を形成しています。

■ 貝塚市の位置

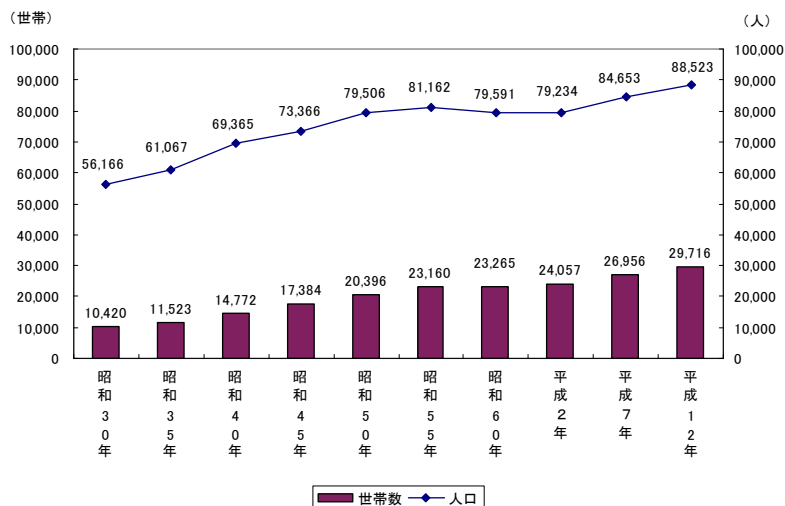


(2) 人口・世帯数

① 人口・世帯数の推移

本市の人口・世帯数は、長年に渡り概ね増加傾向にあります。日本の高度経済成長期以降、昭和 55 年から平成 2 年にかけて一度わずかに減少しましたが、その後再び増加傾向に変わり、現在に至っています。

その結果、平成 12 年国勢調査によると、人口：88,523 人、世帯数：29,716 世帯となっています。



② 人口の年齢構成

本市の平成12年における65歳以上の人口は、13,755人となっています。

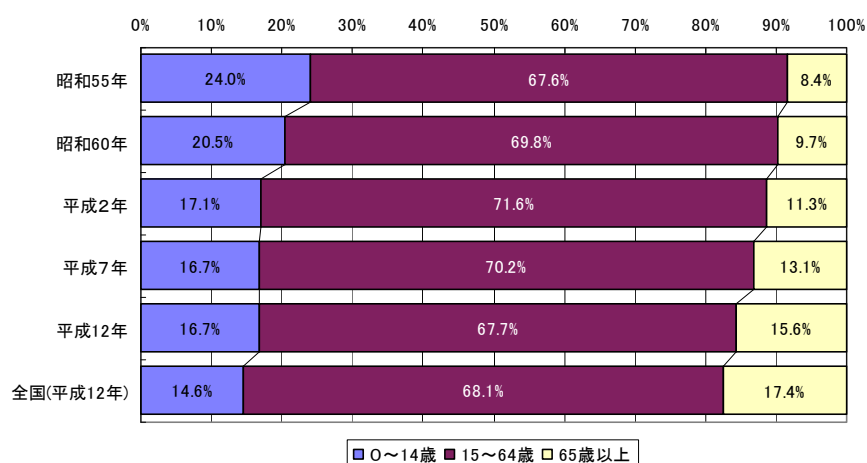
年齢3階層別人口構成比とその推移をみると、20年前の昭和55年時点で8.4%であった高齢化率（65歳以上人口の全人口に対する割合）が、10年前の平成2年には11.3%、平成12年には15.6%となっており、高齢化が進行していることがわかります。

ただ、平成12年で全国の高齢化率と比較すると、本市はまだ低く、比較的若い世代が多い人口構成となっています。

■ 貝塚市の年齢3階層別人口とその推移（国勢調査より） (人)

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計
昭和55年	19,479	54,851	6,828	81,158
昭和60年	16,329	55,568	7,681	79,578
平成2年	13,563	56,643	8,920	79,126
平成7年	14,137	59,416	11,063	84,616
平成12年	14,780	59,870	13,755	88,405
全国(平成12年)	18,472,499	86,219,631	22,005,152	126,697,282

■ 貝塚市の年齢3階層別人口比率とその推移（国勢調査より）



(3) バリアフリー対象者の状況

① 身体障害者手帳・療育手帳の所持者数及び介護保険サービス対象者数

本市の平成15年における身体障害者数は、身体障害者手帳所持者が約3,251人、療育手帳所持者数が約457人となっています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者では肢体不自由者が多く、療育手帳所持者でも重度者が多い状況にあります。

また、いずれの手帳所持者も増加傾向にあります。

■ 身体障害者手帳所持者数（高齢障害福祉課資料より） (人)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
総数	2,427	2,476	2,607	2,726	2,837	3,005	3,126	3,251
肢体不自由	1,471	1,507	1,585	1,646	1,704	1,800	1,873	1,930
視覚障害	282	256	258	262	268	278	285	285
聴覚障害	213	198	196	196	198	212	223	228
音声言語障害	22	18	20	21	21	25	26	30
内部障害	486	497	548	601	646	690	719	778

■ 身体障害者手帳所持者数（高齢障害福祉課資料より） (人)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
総数	343	349	361	366	373	394	428	457
重度	239	238	242	248	250	257	272	277
中度	64	72	78	78	84	88	89	108
軽度	40	39	41	40	39	49	67	72

「貝塚市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に示された推計値によると、平成12年の介護保険サービス対象者は約1,600人であり、その後緩やかに増加していくことが予測されています。

■ 介護保険サービス対象者数（40～64歳を含む）の推計 (人)

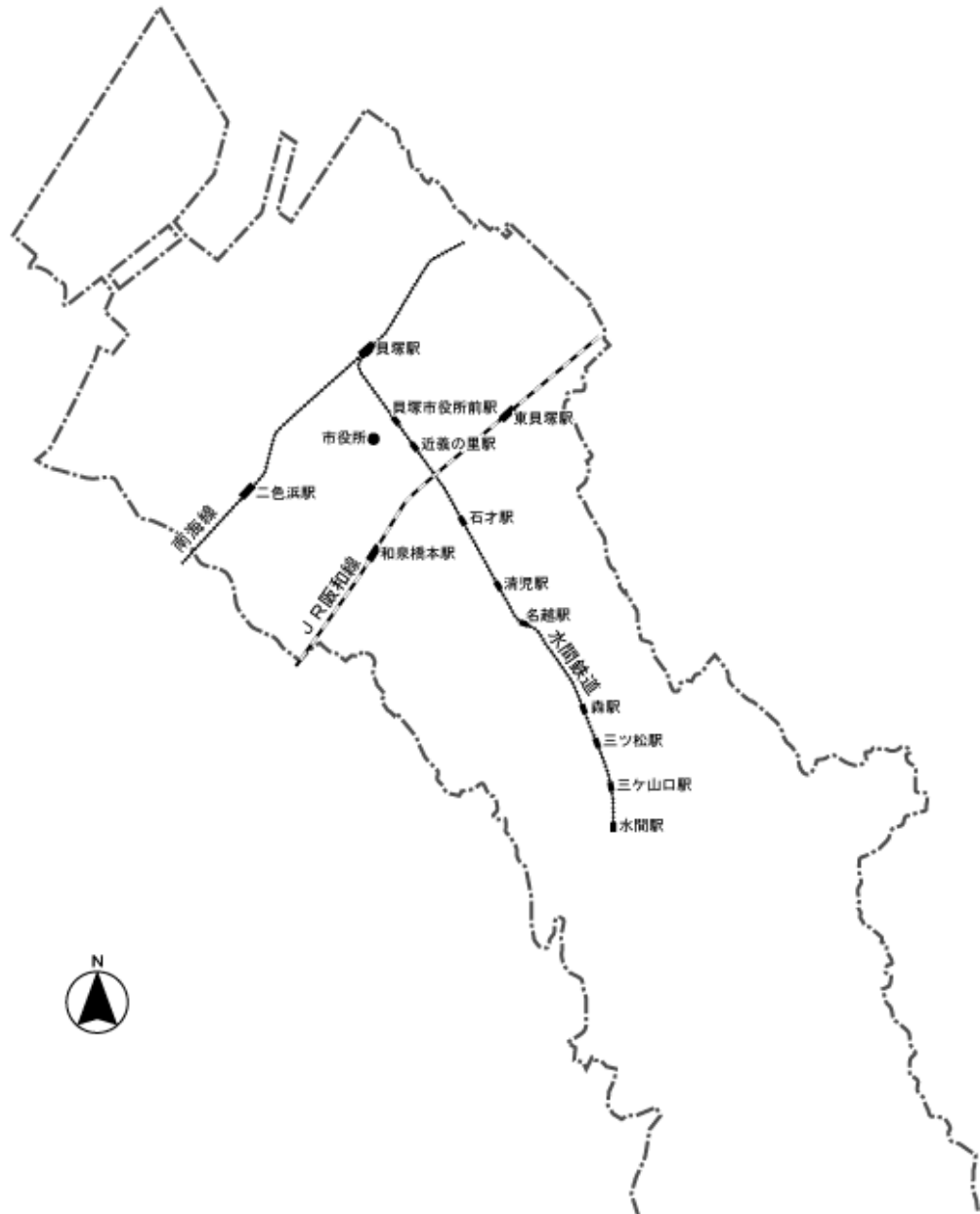
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
居宅	要支援	227	237	247	255	263
	要介護1	401	417	432	445	457
	要介護2	220	229	239	246	252
	要介護3	172	176	180	181	184
	要介護4	124	127	130	131	132
	要介護5	84	86	87	89	89
	居宅計	1,228	1,272	1,315	1,347	1,377
施設	特別養護老人ホーム	124	135	146	158	169
	介護老人保健施設	111	113	115	117	118
	介護療養型医療施設	172	180	187	193	200
	特養経過措置対象者	5	4	3	2	1
	施設計	412	432	451	470	488
要支援・要介護者計		1,640	1,704	1,766	1,817	1,865

(4) 交通体系

① 鉄道交通の現状

市域の鉄道は、南海線、JR阪和線が横断しており、大阪市内と和歌山方面を結んでいます。また、南海貝塚駅から水間駅の間を結ぶ水間鉄道が走っています。

鉄道現況図



鉄道各線には、南海線：2 駅、JR 阪和線：2 駅、水間鉄道：10 駅があり、各駅の近年の乗降客数の推移は以下のようになっています。

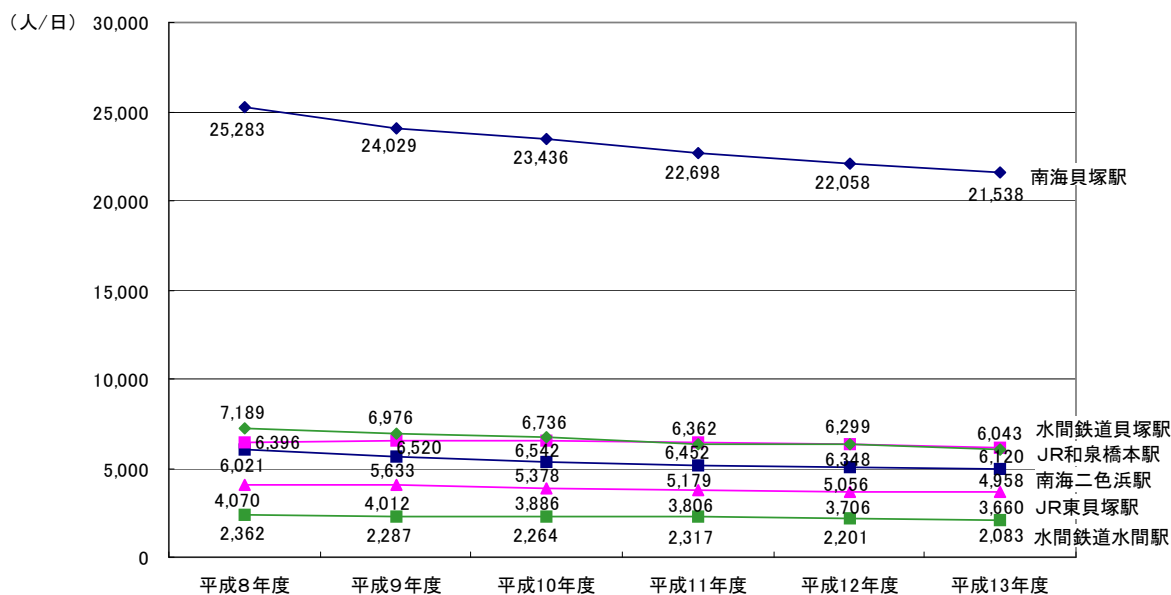
近年の1日当たり乗降客数から、バリアフリー基本構想における特定旅客施設（1日当たりの乗降客数が5,000人以上）となる駅は南海貝塚駅、南海二色浜駅、JR和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅の4駅となります。

※南海二色浜駅の乗降客数を概ね5,000人と見なしています。

■ 鉄道各駅の1日当たりの乗降客数（西日本旅客鉄道・南海電気鉄道・水間鉄道資料より）（人/日）

		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
南海線	貝塚駅	25,283	24,029	23,436	22,698	22,058	21,538
	二色浜駅	6,021	5,633	5,378	5,179	5,056	4,958
JR 阪和線	東貝塚駅	4,070	4,012	3,886	3,806	3,706	3,660
	和泉橋本駅	6,396	6,520	6,542	6,452	6,348	6,120
水間鉄道	貝塚駅	7,189	6,976	6,736	6,362	6,299	6,043
	貝塚市役所前駅	342	326	299	296	285	282
	近義の里駅	385	359	340	305	282	273
	石才駅	789	739	705	694	687	686
	清見駅	2,006	2,039	2,017	1,966	1,894	1,880
	名越駅	821	783	757	714	679	634
	森駅	931	879	795	745	738	692
	三ツ松駅	539	493	478	452	437	471
	三ヶ山駅	294	268	242	234	236	228
	水間駅	2,362	2,287	2,264	2,317	2,201	2,083

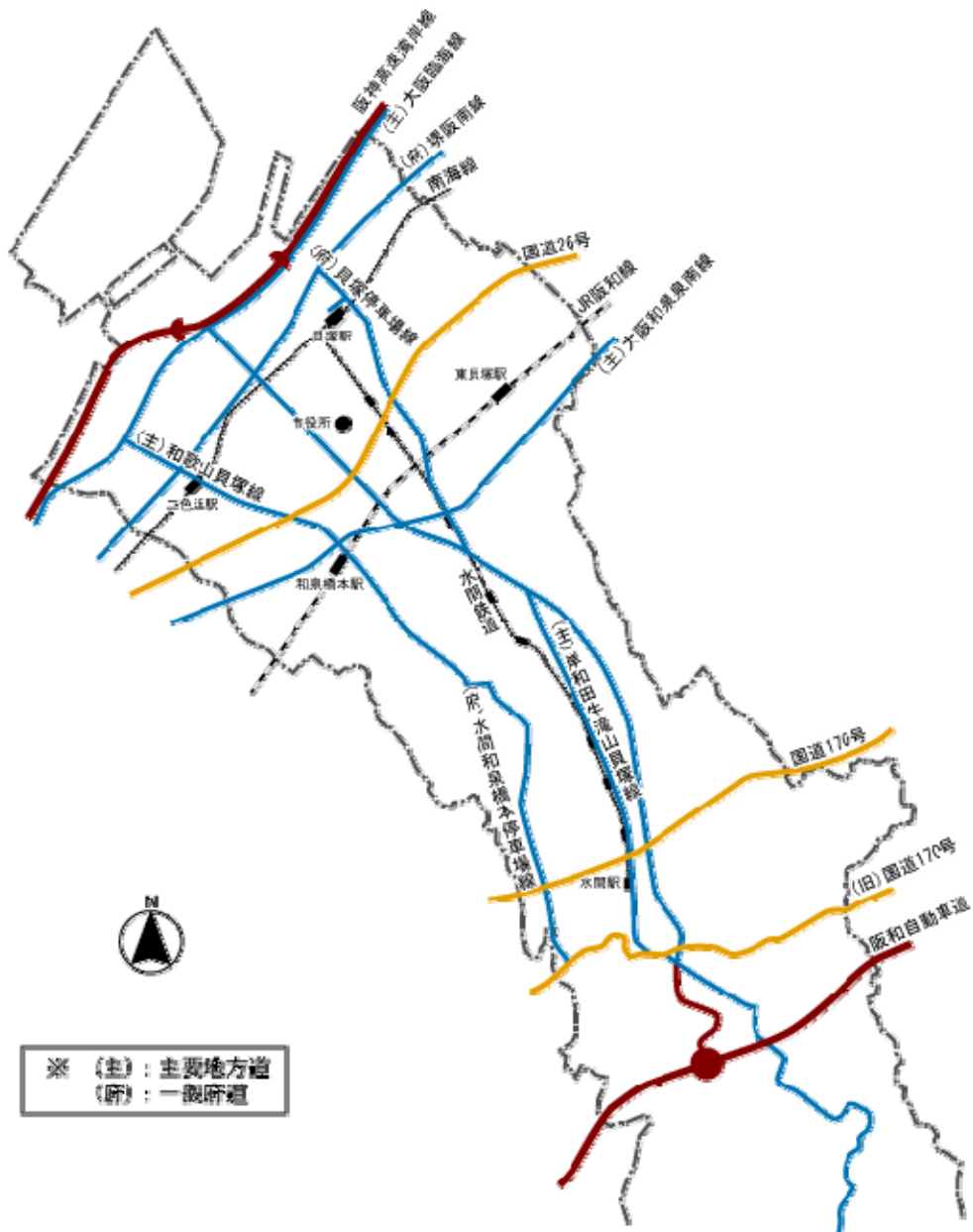
■ 主要駅の1日当たりの乗降客数（西日本旅客鉄道・南海電気鉄道・水間鉄道資料より）



② 道路交通体系の現状

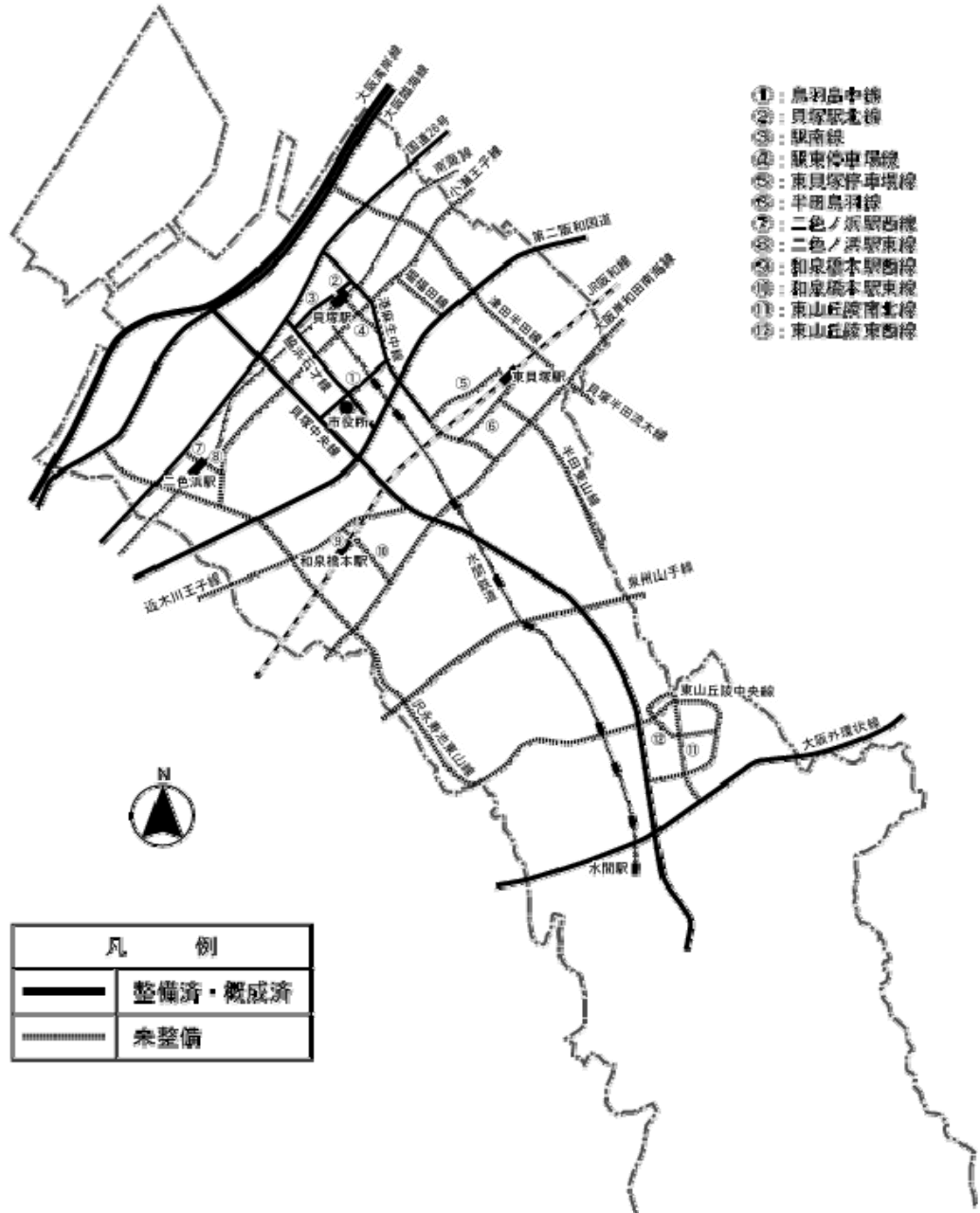
本市の交通体系は、北東から南西に向かって走る(主)大阪臨海線、(府)堺阪南線、国道26号、(主)大阪和泉泉南線、国道170号と、北西の臨海部から南東の丘陵部を結ぶ(府)貝塚停車場線、(主)岸和田牛滝山貝塚線、(主)和歌山貝塚線、(府)水間和泉橋本停車場線などによって、その骨格が形成されています。

広域道路交通体系現況図



都市計画道路の整備状況を見ると、広域幹線道路を中心に整備が進んでおり、鉄道駅周辺では、貝塚駅西側でアクセス道路が整備されています。

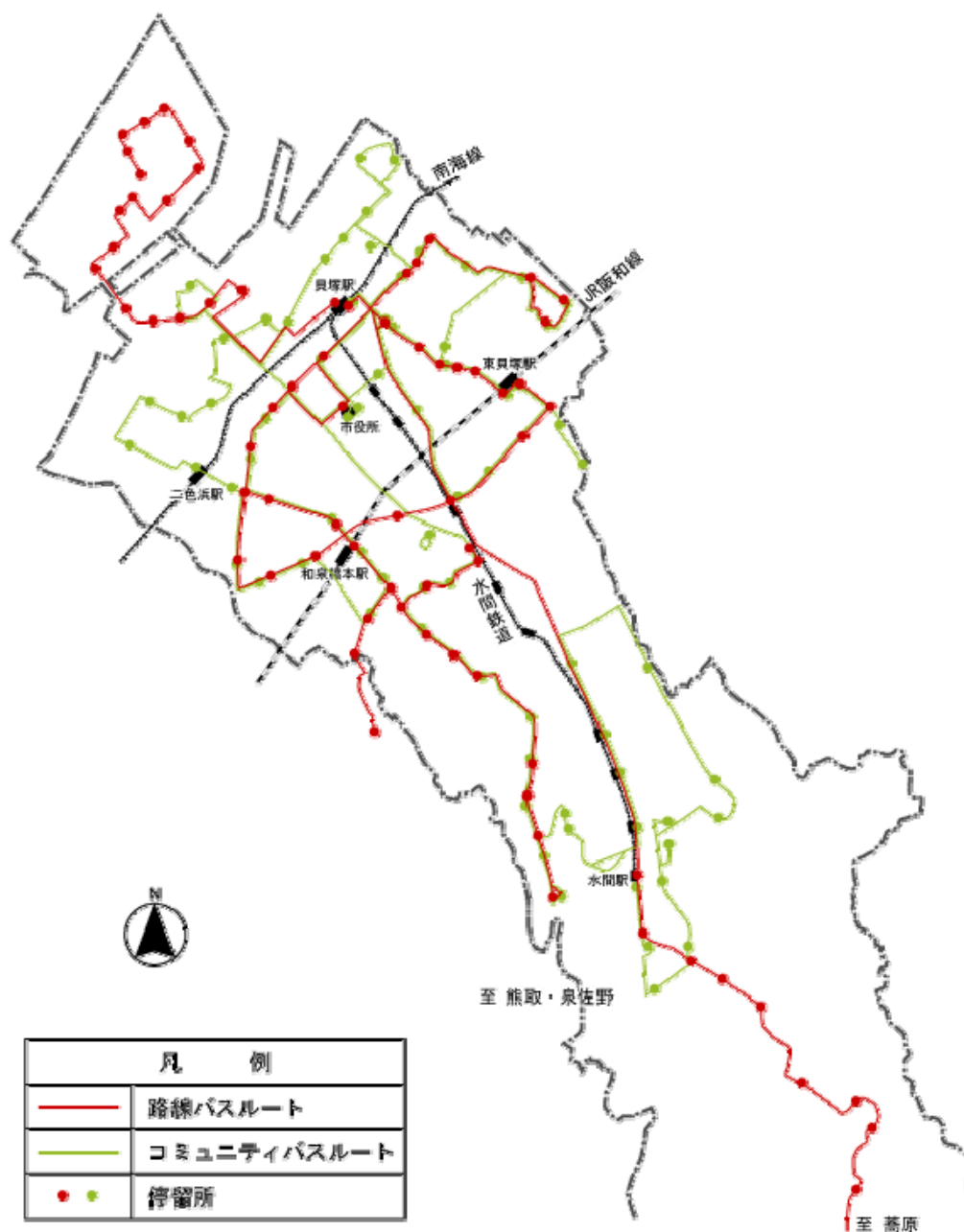
都市計画道路の整備状況図



③ バスルート

本市のバスルートは貝塚駅を中心として、西口からは臨海部ゾーン方面へ、東口からは市街地部各方面、水間方面、南東の丘陵部方面へのバスが運行されています。

バスルート図



(5) 公共公益施設の現況

市民が広く利用する公共公益施設は、臨海部に集中しています。特に貝塚駅周辺には、市役所、保健・医療・福祉施設など、市民の日常生活に関わる主要な公共公益施設が数多く分布しています。さらに貝塚駅西側及び東側には市を代表する商店街も位置しています。

また、この貝塚駅周辺のエリアの中で、市役所周辺には、市民福祉センター、市民図書館、総合体育館、市民文化会館（コスモシアター）などの、市民にとって身近な公共施設が集積しています。



■ 市役所



■ 市民福祉センター



■ 市民図書館



■ 市民文化会館（コスモシアター）

公共公益施設現況図

● 公共・公益サービス施設

- 1 泉南市役所
- 2 教育庁舎
- 3 盛徳文化会館
- 4 斎場
- 5 公園草地
- 6 泉警察署
- 7 泉警察本部
- 8 泉警察署水間出張所
- 9 泉警察署二色出張所
- 10 泉警察便所
- 11 大阪府泉南社会福祉事務所
- 12 合同センター
(社会福祉協議会・シルバー
人材センター)
- 13 大阪府立少年自然の家

● 保健・医療・福祉施設

- 14 市民福祉センター
- 15 やすらぎ老人福祉センター
- 16 養生荘
- 17 泉湾港労働者福祉センター
- 18 市立泉病院
- 19 保健合同庁舎
- 20 東診療所
- 21 泉環いぶき作業所

● 文化・スポーツ施設

- 22 市民図書館
- 23 市民文化会館(コスモシアター)
- 24 浜手地区公民館
- 25 山手地区公民館
- 26 自然学習館
- 27 南立寄兵衛ランド
- 28 青少年センター分館
- 29 青少年権教育交流館
- 30 ひと・ふれあいセンター
- 31 複合体育館
- 32 第一プール
- 33 第二プール
- 34 第三プール
- 35 第四プール
- 36 第五プール
- 37 市民ふれあい運動広場
- 38 二色グラウンド
- 39 青少年運動広場
- 40 子供野外広場
- 41 「ほの宇の里」

● 高校・中学校・小学校

- 42 大阪府立泉高等学校
- 43 大阪府立泉南高等学校
- 44 第一中学校
- 45 第二中学校
- 46 第三中学校
- 47 第四中学校
- 48 第五中学校
- 49 津田小学校
- 50 北小学校
- 51 二色小学校
- 52 西小学校
- 53 東小学校
- 54 南小学校
- 55 中央小学校
- 56 木島小学校
- 57 泉南小学校
- 58 永寿小学校

● 幼稚園・保育所

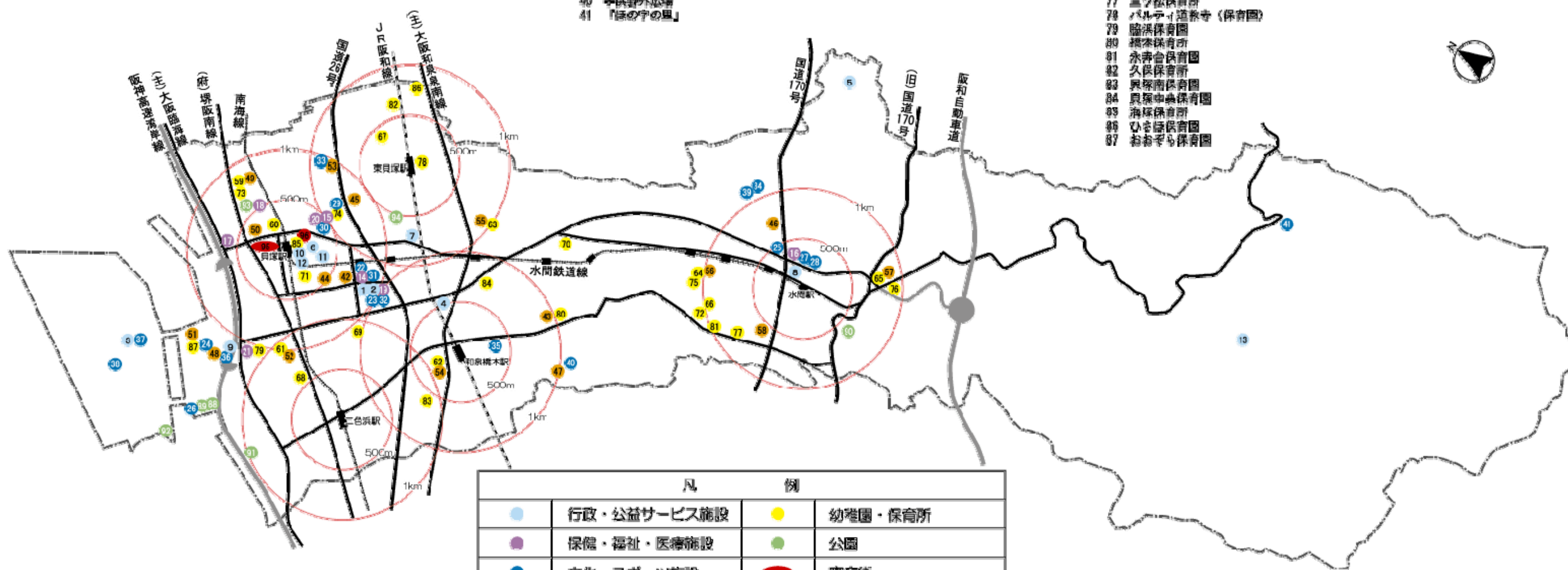
- 59 津田幼稚園
- 60 北幼稚園
- 61 西幼稚園
- 62 南幼稚園
- 63 中央幼稚園
- 64 木島西幼稚園
- 65 泉南幼稚園
- 66 永寿幼稚園
- 67 東幼稚園
- 68 二色幼稚園
- 69 こぞ幼稚園
- 70 清見幼稚園
- 71 泉南カトリック幼稚園
- 72 木島幼稚園
- 73 津田保育所
- 74 泉南保育所(子育て支援センター)
- 75 木島保育所
- 76 泉南保育所
- 77 黒ツ松保育所
- 78 パルティ道徳寺(保育園)
- 79 臨海保育園
- 80 橋本保育所
- 81 永寿会保育園
- 82 久保保育所
- 83 泉南保育園
- 84 泉南中央保育園
- 85 海保保育所
- 86 ひまわり保育園
- 87 おおぞら保育園

● 公園

- 88 市民の森
- 89 シェルシアター
- 90 水間公園
- 91 大阪府立二色の浜公園
- 92 二色の浜海浜緑地
- 93 泉公園
- 94 指田公園

● 商店街

- 95 泉南中央商店街
- 96 海保商店街



凡 例	
● (Light Blue)	行政・公益サービス施設
● (Purple)	保健・福祉・医療施設
● (Blue)	文化・スポーツ施設
● (Yellow)	高校・中学校・小学校
● (Green)	幼稚園・保育所
● (Red)	商店街

※ (主)：主要地方道 (府)：一般府道



2-2. まちづくりに関連する計画

(1) まちづくり全般に関わる計画

【貝塚市第3次総合計画・貝塚市都市計画マスタープランにみるまちづくりの方向性】

まちづくりの 理念	<p style="text-align: center;">であい ふれあい ひろがるまち かいづか 活力あふれる住みよい交流都市の創造</p>
目指すべき 都市像	<ul style="list-style-type: none"> ● 美しく暮らしよい環境充実都市 ● 心豊かに支え合う健康福祉都市 ● 人を育て文化を発信する生活文化都市 ● 活力ある開かれた産業創造都市

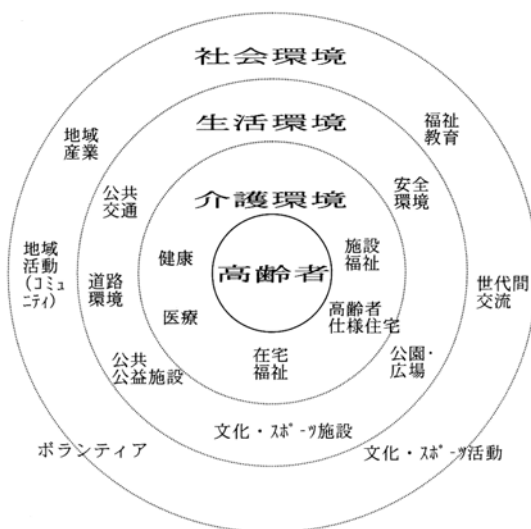
貝塚市第3次 総合計画にみる 保健・医療・ 福祉分野の 施策の方向	●生涯保健	○生涯保健・医療機能の充実 ○健康増進活動の推進
	●医療	○医療機能の整備・充実 ○救急医療ネットワークの確立
	●高齢者福祉	○健康づくり、健康管理体制の充実 ○在宅福祉サービス・施設サービスの整備 ○福祉の心にあふれた交流の充実 ○関係機関・組織の連携強化 ○高齢者の社会参加促進
	●児童・母子 ・父子福祉	○児童保育の推進 ○母子・父子福祉の推進
	●障害者(児) 福祉	○社会参加に対する支援 ○福祉サービスの充実 ○障害者(児)教育の推進

貝塚市都市計画 マスタープラン の「福祉・医療 関連整備の方 針」より(抜粋)	○道路、レクリエーション施設、その他都市施設の利用者は健常者だけではない。高齢者、身体障害者の利用を考慮し、段差のあるものはスロープを併用し、また、断勾配をできるだけ小さくして車椅子の通行を容易にする。また、視覚障害者のための道しるべなどについても考慮を払う。
---	--

(2) その他関連計画

【貝塚市老人保健福祉計画・介護保険事業計画の基本方針】

「基本方針」において、総合的な施策の推進が盛り込まれています。



「貝塚市交通バリアフリー基本構想」は、図中の生活環境整備施策の一環となるものです。

【寺内町周辺の歩行者にやさしい道づくり】

貝塚駅北側の旧寺内町周辺地区では、その歴史環境を活かしつつ、人にやさしく、快適な歩行環境整備が行われています。



■ 寺内町めぐりみち案内サイン



■ 北・中・願泉寺前

3. 重点整備地区の設定

3-1. 特定旅客施設となる駅の抽出

「交通バリアフリー法」によると「特定旅客施設」「重点整備地区」「特定経路」について以下のように定められています。

【特定旅客施設】

旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれる施設で以下の要件に該当するもの。「重点整備地区」を設定する際の中心的施設となる。

● 特定旅客施設の要件

- ① 1日当たりの平均的な利用者が5,000人以上の施設（駅）
- ② 1日当たりの高齢者や障害者の利用者が、①の施設のそれと同程度以上の施設（駅）
- ③ ①②以外の施設（駅）で、徒歩圏内に多数の高齢者や障害者が日常的に利用する官公庁施設、福祉施設等が立地している施設で、それらの施設や移動経路におけるバリアフリー化の現状からみて、一体的に事業を実施することが効果的である場合

【重点整備地区】

「特定旅客施設」を中心に設定される、バリアフリー化を重点的に進めるべき地区で、次の要件に該当するもの。

- ① 「特定旅客施設」の概ね徒歩圏にある地区で、高齢者や障害者が日常的に利用する官公庁施設、福祉施設が立地する地区
- ② 「特定旅客施設」と官公庁施設や福祉施設との経路（＝「特定経路」）や周辺の公共施設でバリアフリー化のための事業の実施が特に必要な地区
- ③ バリアフリー化の事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

【特定経路】

「特定旅客施設」と周辺の官公庁施設、福祉施設等との間の経路。

（「交通バリアフリー基本構想」では、特に、実際にバリアフリー化のための事業を実施する道路、駅前広場、通路などを指す。）

※「交通バリアフリー法・同施行令」より

本市の鉄道駅の中で、前項の「特定旅客施設」に該当する可能性のある施設は、以下の駅です。

【特定旅客施設に該当する可能性のある駅】

●南海	： 貝塚駅	——1日平均利用者（乗降客）数 --- 21,538人
●南海	： 二色浜駅	——1日平均利用者（乗降客）数 ---- 4,958人
●JR	： 和泉橋本駅	——1日平均利用者（乗降客）数 ---- 6,120人
●水間鉄道	： 貝塚駅	——1日平均利用者（乗降客）数 ---- 6,043人
※乗降客数は平成13年度（西日本旅客鉄道・南海電気鉄道・水間鉄道資料より）		
※南海二色浜駅の乗降客数を概ね5,000人と見なしています。		

【各駅のバリアフリー化の状況調書】

		南海線		JR 阪和線	水間鉄道	
		貝塚駅	二色浜駅 (平面駅)	和泉橋本駅	貝塚駅 (平面駅)	
スローステップ		—	×	×	×	
エレベーター	道路→改札	×	—	×	—	
	改札→ホーム	×	—	×	—	
エスカレーター	道路→改札	○	—	×	—	
	改札→ホーム	○	—	×	—	
	車いす対応	道路→改札	○	—	×	—
		改札→ホーム	○	—	×	—
階段昇降機		—	×	×	×	
車いす用トイレ		○	×	×	×	
ベビーベッド等		×	×	×	×	
車いす対応自動改札		×	○	×	×	
車いす用渡し板		○	×	○	×	
点字券売機		○	○	○	○	
階段手すり・段鼻		○	×	×	○	
誘導・警告ブロック		○	○	○	×	
点字案内板・触知図		×	×	×	×	
誘導鈴・チャイム		○	×	×	×	
ホーム列車案内装置		○	○		×	
車いす対応公衆電話		×	×	×	×	

○：整備されている ×：整備されていない —：駅構造や他設備により必要なし
 (※「大阪府福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合する場合のみ「○：整備されている」としています。)

3-2. 重点整備地区対象駅の設定

(1) 特定旅客施設となる駅と駅周辺の特性

重点整備地区の設定に向けて、特定旅客施設となる駅と駅周辺の特性について以下に整理します。なお、南海貝塚駅と水間鉄道貝塚駅については、隣接した相互乗換え駅となっていることから、一体的なものとして整理します。

■ 各駅の特性整理表

	貝塚駅	二色浜駅	和泉橋本駅
乗降客数 (H13)	27,581人 (南海・水間鉄道合計)	4,958人 (南海)	6,120人 (JR)
駅の位置 づけと 性格	○市の表玄関 ○南海線・水間鉄道の乗 換え駅	○臨海地域南部の中心 駅 ○二色の浜公園への最 寄駅	○JR沿線南部の中心 駅
駅周辺の 土地利用	○市の中核機能が立地 (商業核) ○市の中心的な商業・業 務地	○近隣商業地 (地域商業核) ○住宅地	○近隣商業地 (地域商業拠点) ○住宅地
公共公益 施設の 立地	【500m圏】 貝塚警察署／貝塚郵便局／ 大阪府貝塚社会保険事務所 ／合同センター／東診療所 ／ひと・ふれあいセンター ／第一中学校／北小学校／ 北幼稚園／貝塚カトリック 幼稚園／海塚保育所／貝塚 中央商店街／海塚商店街 【1km圏】 市役所／教育庁舎／市民福 祉センター／やすらぎ老人 福祉センター／貝塚港湾労 働者福祉センター／市立貝 塚病院／保健合同庁舎／市 民図書館／市民文化会館 (コスモシアター)／青 少年人権教育交流館／総合 体育館／第一プール／第二 プール／大阪府立貝塚高等 学校／第二中学校／津田小 学校／津田幼稚園／西幼稚 園／津田保育所／東保育所 ／堀公園	【1km圏】 西小学校／西幼稚園／二色 幼稚園／こぎ幼稚園／貝塚 南保育園／大阪府営二色の 浜公園	【500m圏】 斎場／第四プール／南小学 校／南幼稚園 【1km圏】 市役所／教育庁舎／市民福 祉センター／保健合同庁舎 ／市民図書館／市民文化会 館(コスモシアター)／ 総合体育館／第一プール／ 大阪府立貝塚南高等学校／ 第四中学校／貝塚南保育園 ／貝塚中央保育園
駅のバリ アフリー 化状況 (※)	11(南海貝塚駅) 2(水間鉄道貝塚駅)	4	4

※前頁の「バリアフリー化状況調査」における○の数

(2) 重点整備地区の設定

前項の各駅とその周辺の特徴を踏まえ、南海・水間鉄道貝塚駅周辺を重点整備地区として設定します。

【重点整備地区】—南海・水間鉄道 貝塚駅 周辺

- 南海貝塚駅と水間鉄道貝塚駅は、一体となって本市の表玄関となり、相互乗換えのターミナルとなっています。また、駅乗降客数は両駅合計で27,581人と、市内の鉄道各駅の中でも突出しています。
- 貝塚駅周辺は、市の中心的な商業地や各種公共公益施設など、高齢者、障害者をはじめ多数の市民が日常的に利用する施設が多数立地しています。
- 施設が多く、多数の利用者があることから、貝塚駅周辺でバリアフリーを推進することは、より多くの市民にとって利便性が向上します。
- 市の中心駅である貝塚駅周辺で重点的にバリアフリー化を進めることが、他の駅や市域全体へのモデルとなり、波及効果が期待できます。

3-3. 貝塚駅周辺の現況

(1) 土地利用

貝塚駅周辺は、商業地となっています。特に駅西側の、(府)堺阪南線までのエリアは商店街もあり、面的な商業ゾーンとなっています。

そのまわりは、住商共存地となっており、さらにその外側には住宅地が広がっています。

(2) 施設分布

貝塚駅から概ね1km圏のエリアには、多くの公共公益施設が分布しています。

特に海塚地区の貝塚郵便局周辺、畠中1丁目地区の市役所周辺、東地区の東保育所周辺には、複数の施設が立地しています。

これらの中で市役所周辺には教育庁舎、保健合同庁舎、市民福祉センター、市民文化会館(コスモシアター)、市民図書館、総合体育館など、市民に身近な公共公益施設が集積しています。

また、駅北側の堀3丁目地区には多くの市民が利用する市立貝塚病院が立地しています。

(3) 主要道路

貝塚駅周辺では、(府)大阪臨海線、(主)岸和田牛滝山貝塚線、国道26号の幹線道路と津田川で囲まれたエリアが、概ね1km圏に当たります。

エリア内は、(府)貝塚停車場線や(市)脇浜石才線、(市)小瀬神前線、(市)鳥羽畠中線をはじめとする主要な市道によって幹線道路網が形成されています。

これらの幹線道路は、概ね歩道が設置されていますが、一部には、比較的交通量が多いにもかかわらず、歩道の設置されていない路線や区間も見られます。

3-4. 重点整備地区

- 貝塚駅から概ね 500~1,000mの徒歩圏を想定します。
- 障害者、高齢者を含めた市民が広く利用する公共公益施設を含めたエリアとします。
- 重点整備地区の面積は約 109ha となります。

[主な公共公益施設立地地区]

- 畠中 1 丁目：市役所周辺
- 海塚地区：貝塚郵便局周辺
- 東地区：やすらぎ老人福祉センター周辺
- 堀 3 丁目：市立貝塚病院周辺

3-5. 特定経路

- 広く市民に利用されている道路として、貝塚駅周辺の骨格的な道路を設定します。
- 駅から、市役所周辺地区までの経路を設定します。

重点整備地区と特定経路の設定



SCALE=1/10,000



4. 市民意見の把握

4-1. 市民アンケート調査

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「交通バリアフリー基本構想」の策定にあたり、幅広く市民の意見ができるかぎり反映されたものとするため、市民アンケート調査を実施しました。

② 調査方法

1) 高齢者及び妊婦・乳幼児保護者

○郵送方式・・・定形封筒に調査票と返信用封筒を入れて発送。

○調査期間発送日・・・平成15年7月30日(水)～締切日：平成15年8月12日(火)

2) 身体障害者等

身体障害者等については、平成15年7月27日(日)に市民福祉センターにおいて、直接ヒアリング形式にてアンケート調査を実施しました。

当日参加できなかった方には、障害者団体を通じて配布を行い、郵送方式で回収を行いました。

③ 調査対象

○身体障害者等・・・障害者手帳を所持している方

○高齢者・・・貝塚市にお住まいの方(住民登録している方)で65歳以上の方。

※ただし、障害者手帳を所持している方は除く。

○妊婦・乳幼児保護者・・・平成15年4月1日現在で2歳以下の乳幼児をお持ちの保護者の方

(ベビーカーの対象年齢が約2歳までであることを考慮した)。

※ただし、障害者手帳を所持している方は除く。

④ 回収率

【発送数】

	発送数
身体障害者等	287票
高齢者	1,000票
妊婦・乳幼児保護者	200票
計	1,487票

【回収率】

	票数等
発送数	1,487票
宛先不明	5票
発送数(有効)	1,482票
回答数(有効)	682票
回答率(%)	46.0%

(2) 属性別集計

① 分析にあたり

分析にあたり、身体障害者等、高齢者と妊婦・乳幼児保護者の区分を次のように設定します。

区 分	設 問 項 目
身 体 障 害 者 等	○障害者手帳の所持で「はい」と答えられた方
高 齢 者	○障害者手帳の所持で「はい」と答えられた方以外の方 ○年齢で65歳以上と答えられた方
妊婦・乳幼児保護者	○性別で「女性」と答えられた方 ○上記の身体障害者等・高齢者に該当しない方

② 属性のまとめ

属性区分	まとめ
性別	○「男性」が40.6%、「女性」が58.1%。 ○『身体障害者等』は「男性」が、『高齢者(65歳以上)』は「女性」が半数以上となっています。
年齢	○「65～74歳」が48.9%と約半数を占めています。 ○『身体障害者等』は「65～74歳」が30.0%、「50～64歳」が21.0%、「75歳以上」が17.5%となっています。 ○『高齢者(65歳以上)』は、「65～74歳」が63.5%、「75歳以上」が36.5%となっています。 ○『妊婦・乳幼児保護者』は、「30～39歳」が61.9%、「20～29歳」が34.9%となっています。
障害者手帳 ・ 障害の部位	○「肢体不自由(車いす利用ではない)」が34.3%、「聴覚・平衡機能障害」が16.8%、「肢体不自由(車いす利用)」が14.0%、「知的障害」が13.3%、「視覚障害」が11.9%となっており、これら以外は10%未満となっています。
居住地	○各小学校区ともに概ね10%前後となっています。
妊婦 ・ ベビーカー	○妊娠している方は全体で2.0%、『妊婦・乳幼児保護者』で9.5%と低くなっています。 ○『妊婦・乳幼児保護者』のうち、ベビーカーが必要な子供の割合は約9割を占めています。

(3) 設問別集計

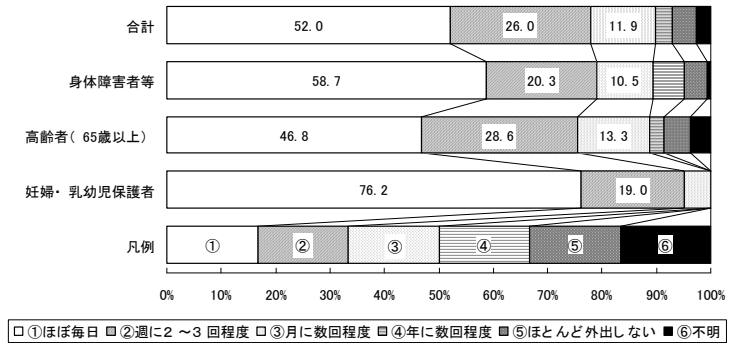
① 外出頻度

● 全般的にほとんどの人が一週に数回外出しています。

- 『身体障害者等』の約8割の人は、週に数回外出しています。
- 『高齢者（65歳以上）』の約8割の人は、週に数回外出しています。
- 『妊婦・乳幼児保護者』の約8割の人がほぼ毎日外出しています。

問1-① あなたの外出の頻度はどのくらいですか。

※合計には属性不明の方を含む。



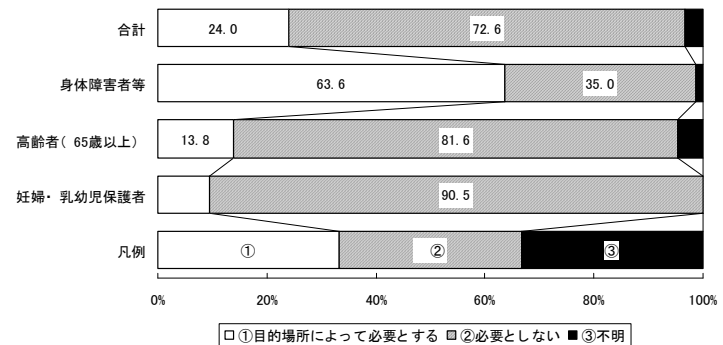
② 外出時のつきそい

● 『身体障害者等』の多くの人は目的地によって外出時のつきそいを必要としています。また、『高齢者（65歳以上）』と『妊婦・乳幼児保護者』のほとんどの人が必要としていません。

- 『身体障害者等』の『肢体不自由（車いす利用）』『知的障害』『視覚障害』のほとんどの人が目的地によって外出時のつきそいを必要とし、これら以外の人でも半数以上の人が目的地によって外出時のつきそいを必要としています。
- 『高齢者（65歳以上）』のほとんどの人が外出時のつきそいを必要としていませんが、『75歳以上』の約2割の人は必要としています。
- 『妊婦・乳幼児保護者』

問1-② あなたは外出時につきそいを必要としますか。

※合計には属性不明の方を含む。



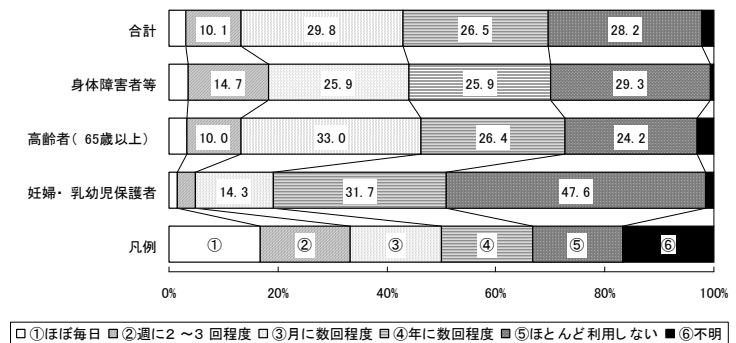
③ 貝塚駅の利用頻度

- 『身体障害者等』と『高齢者（65歳以上）』の半分ぐらいの人が月に数回以上貝塚駅を利用していますが、『妊婦・乳幼児保護者』の利用は少なくなっています。
- 利用しない理由は、一般的に移動の交通手段として自家用車などを利用することや貝塚駅に行くことがない、体調上外出ができないなどの理由が多くなっています。
- 『身体障害者等』の約4割強の人は貝塚駅を月数回以上利用しています。『身体障害者等』と回答された方の中で、『肢体不自由（車いす利用）』と答えた方の約5割弱の人はほとんど利用していません。

- 『高齢者（65歳以上）』の約4割強の人は貝塚駅をよく利用しています。
- 『妊婦・乳幼児保護者』の貝塚駅を利用する人は約2割にとどまっており、『乳幼児保護者（妊娠していない方）』の過半数近くの人がほとんど利用していません。

問2-① あなたは、貝塚駅をどのくらい利用しますか。

※合計には属性不明の方を含む。

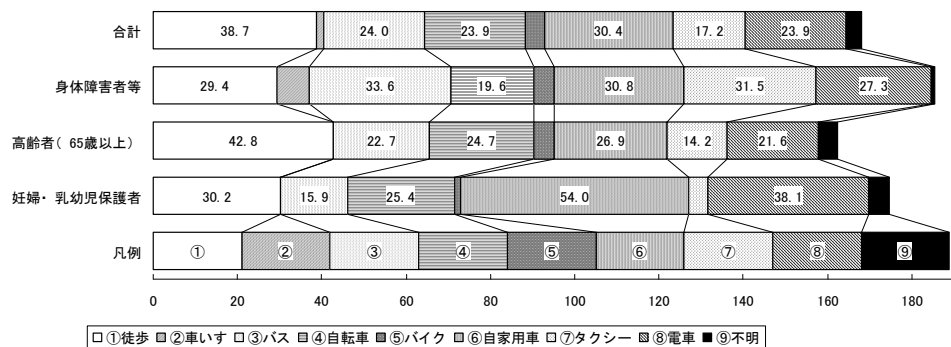


④ 移動手段

- 『身体障害者等』は公共交通機関等を利用する人が多く、また『高齢者（65歳以上）』と『妊婦・乳幼児保護者』は「徒歩」「自転車」「自家用車」「電車」を利用する人が多く、特に『妊婦・乳幼児保護者』は「自家用車」を利用する人が過半数以上います。
- 『身体障害者等』は「電車」や「バス」、「タクシー」などの公共交通機関等の利用が高くなっています。
- 『高齢者（65歳以上）』は「徒歩」「自転車」「自家用車」を利用する人の割合が高くなっています。
- 『妊婦・乳幼児保護者』は「自家用車」が過半数以上を占め、その他は「徒歩」と「電車」も利用する人の割合が高くなっています。
- 『貝塚駅の利用頻度』で、よく利用する人は「徒歩」や「電車」、「バス」の利用が多く、ほとんど利用しない人は「自家用車」が多くなっています。

問2-③ 自宅から貝塚駅までの主な移動手段は何ですか。

※合計には属性不明の方を含む。

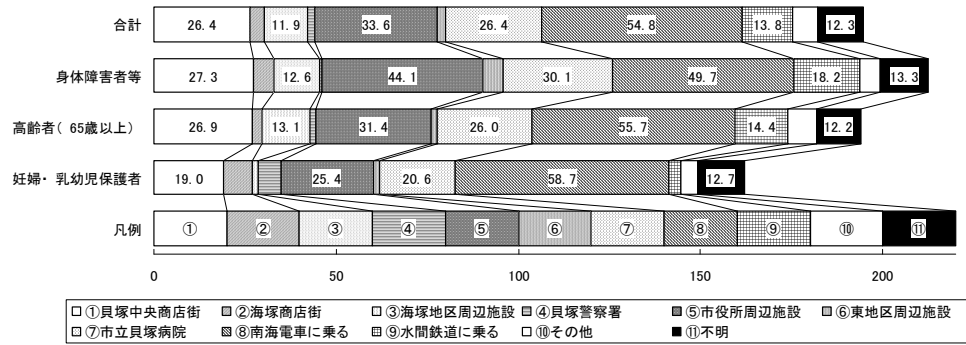


⑤ 目的地

- 全般的に電車に乗る以外では、「市役所周辺施設」「市立貝塚病院」「貝塚中央商店街」が多くなっています。

問2-④ 「問2 ③」の移動手段で貝塚駅に着いた後、あなたが行かれる主な公共施設はどこですか。

※合計には属性不明の方を含む。



⑥ バスの利用

1) 乗り降りの利用しやすさ

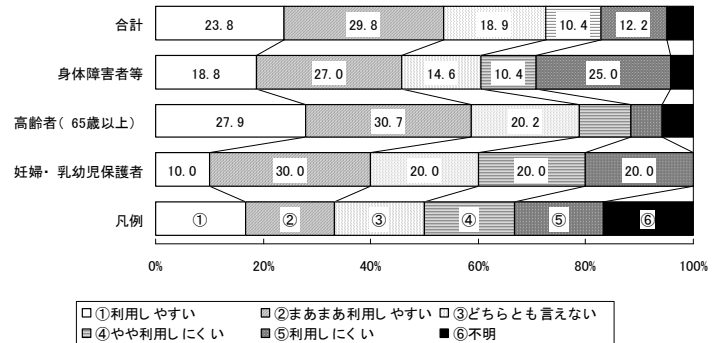
- 『乗り降りがしやすい』と評価される人が多くなっていますが、『身体障害者等』の約4割弱の人が『乗り降りがしにくい』と評価しています。

- 『身体障害者等』は『乗り降りがしやすい』が45.8%、『乗り降りがしにくい』が35.4%となっています。

- 『高齢者(65歳以上)』は過半数の人が『乗り降りがしやすい』と評価されています。

問2-⑤-1 南海貝塚駅東口及び西口のバス停で、バスの乗り降りしやすいですか。

※合計には属性不明の方を含む。



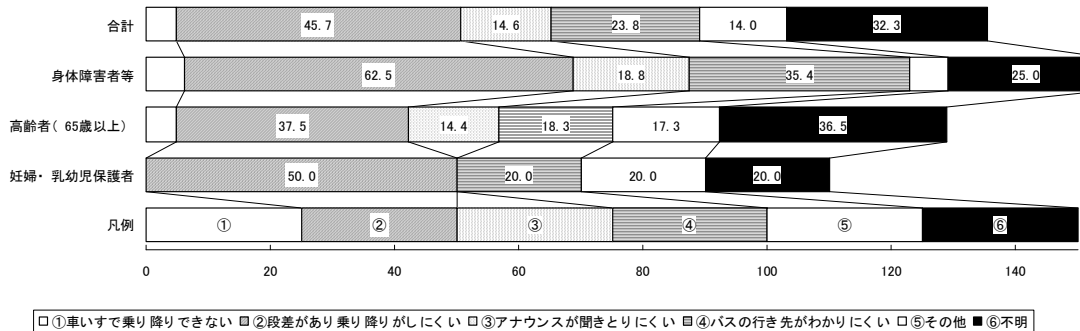
2) 乗り降りの際に困ること

● 一般的に「段差があり乗り降りがしにくい」と「バスの行き先がわかりにくい」との回答が多くなっています。

○ 『乗り降りがしにくい』と評価している人の約9割弱が「段差があり乗り降りがしにくい」と回答されています。

問2-⑤-2 乗り降りの際に、どのようなことで困りますか。

※合計には属性不明の方を含む。



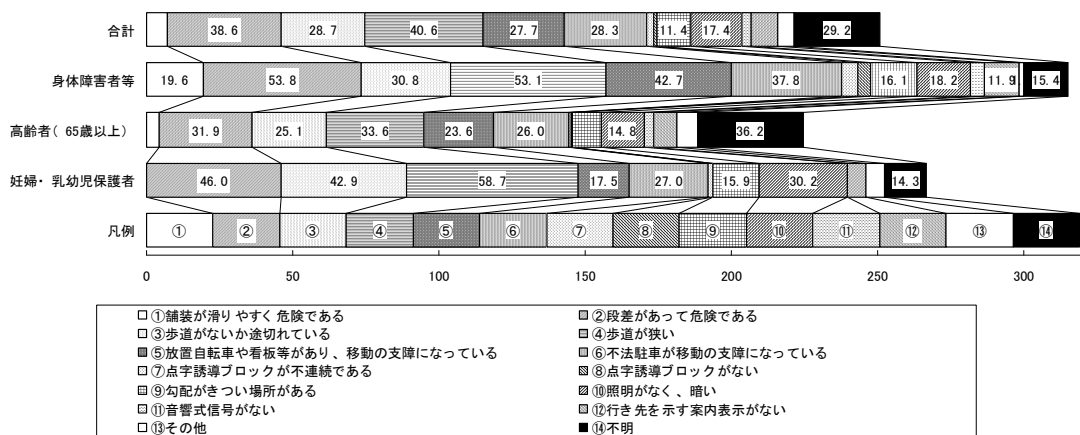
⑦ 道路を利用する際に困ること

● 一般的に「歩道が狭い」「段差があって危険である」「歩道がないか途切れている」「不法駐車が移動の支障になっている」「放置自転車や看板等があり、移動の支障になっている」の回答が多くなっています

○ 特に『身体障害者等』の『肢体不自由（車いす利用）』の約9割弱の人は、「段差があって危険である」と回答されています。

問2-⑥ 徒歩または車いすで道路を利用する際に、どのようなことで困りますか。

※合計には属性不明の方を含む。



⑧ 駅舎・ホームの利用しやすさ

●『高齢者（65歳以上）』は『利用しやすい』と評価する人の方が多くなっているものの、『身体障害者等』と『妊婦・乳幼児保護者』は『利用しにくい』と評価する人の方が多くなっています。

○『身体障害者等』は『利用しにくい』と評価する人の方が多くなっています。特に『視覚障害』と『肢体不自由（車いす利用）』の『利用しにくい』の評価は過半数を超えています。

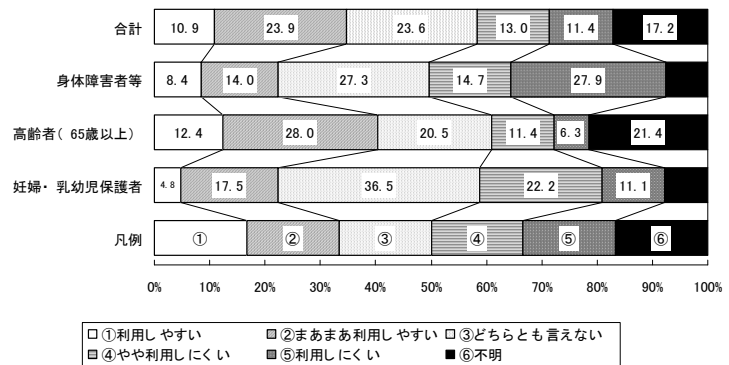
○『高齢者（65歳以上）』は『利用しやすい』と評価する人の方が多くなっています。

○『妊婦・乳幼児保護者』は『利用しにくい』と評価する人の方が若干多くなっています。

○貝塚駅をよく利用しているほど『利用しやすい』と評価する人の方が多くなっています。

問2-⑦ 駅舎やホームは利用しやすいですか。

※合計には属性不明の方を含む。



⑨ 駅舎内の移動の際に困ること

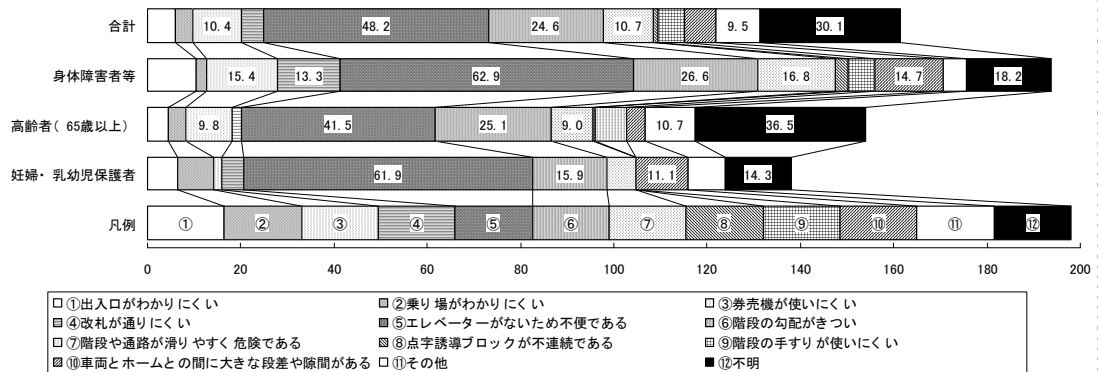
●全般的に「エレベーターがないため不便である」と「階段の勾配がきつい」の回答が多くなっています。

○『身体障害者等』の『視覚障害』では「券売機が使いにくい」が比較的に多くなっています。また、『肢体不自由（車いす利用）』の過半数の人が「車両とホームとの間に大きな段差や隙間がある」と回答されています。

○貝塚駅を『利用しにくい』と評価する人の約8割の人が「エレベーターがないため不便である」と回答されています。

問2-⑧ 一人で駅舎内を移動する際に、どのようなことで困りますか。

※合計には属性不明の方を含む。



⑩ 駅舎内を利用する際に困ること

●全般的に「ベンチが少ない」と「トイレなどの施設の位置がわかりにくい」の回答が多くなっています。

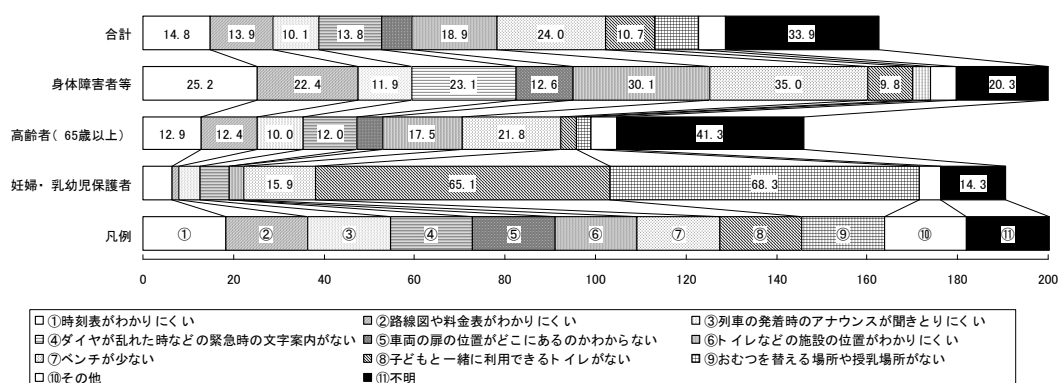
○『身体障害者等』の『視覚障害』では「路線図や料金表がわかりにくい」「車両の扉の位置がどこにあるのかわからない」「ダイヤが乱れた時などの緊急時の文字案内がない」との回答が多くなっています。また、『聴覚・平衡機能障害』と『音声・言語機能障害』の過半数の人が「ダイヤが乱れた時などの緊急時の文字案内がない」と回答されています。

○『高齢者（65歳以上）』は「ベンチが少ない」と「トイレなどの施設の位置がわかりにくい」との回答が多くなっています。

○『妊婦・乳幼児保護者』の過半数以上の人が「おむつを替える場所や授乳場所がない」と「子どもと一緒に利用できるトイレがない」と回答されています。

問2-9 駅舎内を利用する際に、どのようなことで困りますか。

※合計には属性不明の方を含む。



⑪ 駅舎内のトイレを利用する際に困ること

●全般的に「腰掛け式の便器がない」「狭い」「段差がある」の回答が多くなっています。

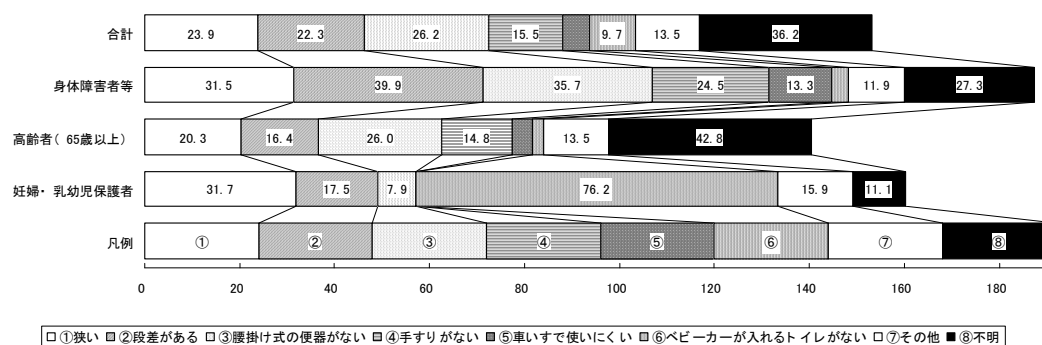
○『身体障害者等』では「段差がある」の回答が多く、特に『肢体不自由（車いす利用）』の過半数以上の人々が「車いすで使いにくい」と答えられています。

○『高齢者（65歳以上）』では「腰掛け式の便器がない」の回答が多くなっています。

○『妊婦・乳幼児保護者』では「ベビーカーが入れるトイレがない」と「狭い」の回答が多くなっています。

問2-10 駅舎内のトイレ利用について、どのようなことで困りますか。

※合計には属性不明の方を含む。



4-2. タウンウォッチング調査

(1) 調査概要

① 調査目的

交通バリアフリー法に基づく基本構想策定のため、重点整備地区内の特定経路等を、身体障害者の方々が市民調査員となって、介助者とともに実際に歩いていただき、意見等を聴取し、現状の問題点を把握することを目的とします。

また同時に、市民調査員以外の参加者（協議会委員、市職員等）は、普段気づかない、また見た目では確認できない障害を体感し、認識することで、バリアフリー化に向けての課題を共有することを目的とします。

② 調査実施日時

2003年（平成15年）8月22日（金）午前9時30分～11時

③ 参加メンバー

○市民調査員：10名

車いす利用者：2名、視覚障害者：4名、聴覚障害者：2名、肢体不自由者：2名

○介助者：8名

車いす介助者：2名、視覚障害者ヘルパー：4名、手話通訳者：2名

○オブザーバー：9名（協議会委員）

○ヒアリング・写真スタッフ：23名（市職員、和歌山大学学生等）



④ 調査方法

下記の2つの調査ルートに分かれ、市民調査員と介助者は、ヒアリングスタッフ等とともに重点整備地区内を歩きます。コースのなかで市民調査員は随時、課題箇所など気づいた点をヒアリングスタッフに告げ、ヒアリングスタッフは、その内容や地点をヒアリング調査用紙に記録し、現場状況を写真に記録します。

ルート1：市民福祉センター → 脇浜石才線 → 堀畠中線 → 海塚鳥羽線
→ 小瀬神前線 → 駅東停車場線 → 南海貝塚駅東口

ルート2：市民福祉センター → 脇浜石才線 → 駅南線 → 南海貝塚駅西口



(2) 調査結果

① ルート1

1) 車いす利用者

- ・ 歩車道境界部の段差が大きいところがある。
- ・ 水路に転落防止用の柵がなく、危険である。
- ・ 側溝蓋の不良箇所（隙間等）が多い。
- ・ 歩道上に鉄板が多い。
- ・ 路上駐車（白線歩道内）が多く、危険である。
- ・ 支障となる電柱、標識が多い。



2) 視覚障害者

- ・ 歩道切下げ部の段差が大きい箇所がある。
- ・ 歩道上に車両が乗入れており、通行の障害となっている。
- ・ 商店前の置き看板が障害物となっている。
- ・ 側溝蓋の設置が不連続であり、不良箇所も多い。
- ・ 水間鉄道踏切には点字ブロックが必要である。
- ・ 横断歩道に音響式信号機が必要である。



3) 聴覚障害者

- ・ 歩道切下げ部の段差が大きい箇所がある。
- ・ 歩道上に車両が乗入れており、通行の障害となっている。
- ・ 側溝蓋の未設置や不良箇所が多い。
- ・ 電柱が多い。
- ・ 横断歩道に歩行者用信号機が必要である。
- ・ 水間鉄道踏切に電車の接近等を知らせる電光表示等が必要である。



4) 肢体不自由者

- ・ 歩道切下げ部の段差が大きい箇所がある。
- ・ 横断歩道には信号機を設置してほしい。
- ・ 水路蓋の不備なところがある。
- ・ 道路舗装面に凹凸がある。



② ルート2

1) 車いす利用者

- ・ 車両出入口の切下げ段差が大きい。
- ・ 車両出入口部で点字誘導ブロックが不連続となる箇所が多い。
- ・ 商業施設前の看板・旗、商品、駐輪自転車等が障害物となる。
- ・ 歩道上に電柱が多く、電動車いすでの通過がぎりぎりである。
- ・ 横断歩道に歩行者用信号機が必要である。



2) 視覚障害者

- ・ 誘導ブロックが未設置の歩道には、設置が必要である。
- ・ 車両出入口部の切下げ段差が大きい。
- ・ 歩道上に車がよく止まっていて危険である。
- ・ 車両出入口部で点字誘導ブロックが不連続となる箇所が多い。
- ・ 南海本線の踏切手前に点字ブロックが必要である。
- ・ 商業施設前の看板、商品、駐輪自転車等が障害物となる。
- ・ 側溝蓋がない箇所が多く、危険である。
- ・ 横断歩道に音響式信号機が必要である。
- ・ 歩道上の放置ゴミや沿道敷地からの雑草が歩行の障害となる。
- ・ 歩道上の電柱が点字ブロックに近く危険である。
- ・ 下水のマンホールの蓋や鉄板の段差が危険である。



3) 聴覚障害者

- ・ 車両出入口部の切下げ段差が大きい。
- ・ 側溝蓋がない箇所が多く、危険である。
- ・ 商業施設前の商品、駐輪自転車等が障害物となる。
- ・ 横断歩道に歩行者用信号が必要である。



4) 肢体不自由者

- ・ 車両出入口部の切下げ段差が大きい。
- ・ 車両出入口部で点字誘導ブロックが不連続となる箇所が多い。
- ・ 南海本線の踏切手前に点字ブロックが必要である。
- ・ 商業施設前の駐輪自転車等が障害物となる。
- ・ マンホール蓋や鉄板の段差が危険である。



③ 南海貝塚駅構内

1) 車いす利用者

- ・ エスカレーターの下りは後ろ向きになるため、恐怖感がある。
- ・ 切符売場の券売機は、蹴り込みが浅く、ボタンに手が届かない。
- ・ 駅舎内の案内表示は全般的に文字が小さい。
- ・ 階段横のホーム上通路の幅が狭く、こわい。
- ・ トイレ進入路周辺・入口等に手すりが全くない。
- ・ 便器まわりの手すりが高く、使いづらい。



2) 視覚障害者

- ・ 西口の階段はきつくて、長い。西口にエレベーターがほしい。
- ・ エスカレーターに音声誘導がない。
- ・ エスカレーターへの誘導のための点字ブロックがない。
- ・ 階段の手すりが踊り場で切れている。連続であってほしい。
- ・ 駅舎内の点字ブロックはグレー系であるが、黄色い方がよいのではないか。
- ・ 券売機の点字位置はよいが、一部、点字表示がされていないボタンがある。
- ・ 駅のアナウンスは聞こえやすい。
- ・ ホーム上の移動の際、柱、吸い殻入れ等が危険である。
- ・ トイレ入口に段差は必要ない。



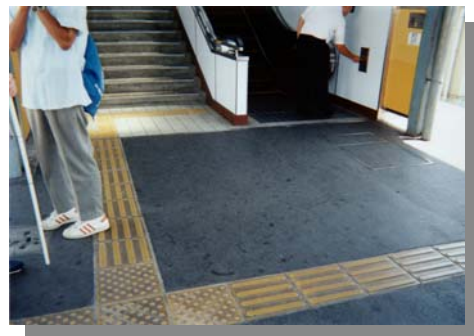
3) 聴覚障害者

- ・ エレベーターがない。
- ・ 下りエスカレーターが必要である。
- ・ アナウンス内容が聞こえないため、改札口周辺、ホームとも、もっと視覚的表示が必要である。
- ・ トイレの入口が狭いので、肩がぶつかる。



4) 肢体不自由者

- ・ 西口階段の勾配がきつい。
- ・ エレベーターまたは下りエスカレーターが必要である。
- ・ エスカレーター乗り口に点字ブロックが必要である。
- ・ 駅舎内の点字ブロックは床との色の差がわかりにくい。
- ・ ホームの時刻表は位置が高く見にくい。
- ・ トイレ入口に段差があるが、手すりが設置されていない。



5. 重点整備地区の課題

5-1. これまでの取り組み

本市では、「貝塚市第3次総合計画」の目指すべき都市像として「美しく暮らしよい環境充実都市」「心豊かに支え合う健康福祉都市」「人を育て文化を発信する生活文化都市」「活気ある開かれた産業創造都市」と定め、取り組んでいます。

そして、「貝塚市第3次総合計画」の都市計画を具体化していく「貝塚市都市計画マスタープラン」は、道路、交通に係るバリアフリーの方針を定め、福祉施策では、「貝塚市老人保健福祉計画」などにより、バリアフリー化の推進に取り組んでいます。

また、建築物、道路、公共機関の施設などをはじめとした施設の新設または改修の際には、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「大阪府建築基準法施行条例」などに基づき、バリアフリー化の推進に努めています。

5-2. バリアフリー化に向けた課題

(1) 道路について

- ① 不法駐車や看板などの障害物が歩行者の通行の妨げとなり、危険である。
- ② 段差があり危険である。
- ③ 歩道がないか、途切れているため、通行に支障をきたす。

(2) 駅舎とホームについて

- ① エレベーターがないため移動が不便である。
- ② 階段の勾配がきつい。
- ③ 券売機の利用がしづらい。
- ④ 車両とホームの段差や隙間が危険である。
- ⑤ 施設案内や路線図などがわかりにくい。
- ⑥ トイレが段差などで利用しにくい。
- ⑦ 休憩するベンチや乳幼児のおむつを替える場所などの設備が不十分である。
- ⑧ ダイヤが乱れた時などの緊急時の文字案内がない。

(3) バス運行について

- ① 乗り降りの際の段差が危険である。
- ② 行き先案内表示がわかりにくい。

6. 基本方針

6-1. 目 標

南海・水鉄貝塚駅を中心とした重点整備地区について、駅舎や特定経路などの一体的なバリアフリー化を推進し、高齢者、身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

また、重点整備地区は、本市のバリアフリー化のモデル地区と位置づけ、今後、市全域へバリアフリー化の推進に努めていきます。

6-2. 目標年次

本基本構想の目標年次は2010年度（平成22年度）とし、事業の実施期間は2004年度（平成16年度）から2010年度（平成22年度）までとします。

なお、具体の事業の推進にあたっては、各特定事業者ごとに実施計画を定め、できる限り早期実現化に努めます。

ただし、社会情勢や法律などの変化・改正により、事業の見直しが必要になった場合においては、代替措置などを検討し、特定事業のバリアフリー化を継続的に取り組むことに努めます。

6-3. 基本方針

(1) 人にやさしいまちづくり

「交通バリアフリー法」の根幹である、高齢者・障害者などが安全に身体の負担が少なく移動できることをめざします。

(2) 市民・企業・行政が協働したまちづくり

バリアフリー化を推進していくため、市民・企業・行政が協働して、人にやさしいまちづくりを一体となって取り組みます。

(3) 心のバリアフリーの輪を広げるまちづくり

駅舎や道路などの整備だけでなく、市民みんながバリアフリーについての意識を共有し、手を取り助け合う心の輪を広げます。そして、ハード整備面だけでは越えられない壁を、市民みんなで乗り越え、心のバリアフリー化を進めます。

(4) 志を高く持ち、継続的に取り組みます

本基本構想策定後は、事業の着実な実施、評価、改善に取り組み、また、様々な意見の相違や調整の困難さなどが発生した場合でも、志を高く持ち、市民・企業・行政が協働して、粘り強く取り組みます。



写真：「貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会」の様子

7. 特定事業及びその他の事業

7-1. 特定旅客施設に関するバリアフリー化（公共交通特定事業）

(1) 南海貝塚駅

区 分	事業内容
エレベーター	●エレベーターを設置します。
券売機	●バリアフリー化に対応した新型券売機に順次交換します。 ●券売機の更新とあわせて、券売機下の蹴込み部の改善など、車いす利用者が利用しやすいように整備します。
便 所	●ベビーベッドなどの多機能設備を整備します。 ●階段部に手すりを設置します。
案 内	●わかりやすい案内やサインなどの表示の向上に努めます。 ●音声及び文字による緊急案内情報の提供に努めます。
階 段	●階段の段鼻 <small>だんばな</small> の認識性の向上に努めます。
教 育	●社員教育・研修などを継続的に取り組みます。

(2) 水間鉄道貝塚駅

区 分	事業内容
券売機	●バリアフリー化に対応した新型券売機に順次交換するように努めます。 ●券売機の更新とあわせて、券売機下の蹴込み部の改善など、車いす利用者が利用しやすいように整備します。
便 所	●身体障害者用トイレやベビーベッドなどの多機能トイレの設置を検討します。
案 内	●わかりやすい案内やサインなどの表示の向上に努めます。 ●音声及び文字による緊急案内情報の提供に努めます。 ●誘導ブロックを床面改修工事にあわせて、整備します。
改札口 (階 段)	●改札口のスロープの改善に努めます。 ●階段の段鼻の認識性の向上に努めます。
教 育	●社員教育・研修などを継続的に取り組みます。

7-2. バス運行に関するバリアフリー化（公共交通特定事業）

路線バス	区分	事業内容
水間鉄道	案内	●バス車両内・バス停において、わかりやすい案内やサインなどの表示の向上に努めます。
	教育	●社員教育・研修などを継続的に取り組みます。

7-3. 道路のバリアフリー化（道路特定事業）

(1) 特定経路

道路管理者	路線名	事業内容
貝塚市	市道駅南線 (駅前広場を含む駅以南)	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道における勾配の解消の推進 ●歩道のすり付け部における2cmを標準とする段差設置や勾配の改良 ●障害となる電柱などの移設及び除去 ●路面凹凸の改善 ●誘導ブロックの破損箇所の修繕
	市道脇浜石才線	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道における勾配の解消の推進 ●歩道のすり付け部における2cmを標準とする段差設置や勾配の改良 ●側溝蓋の改良 ●障害となる電柱などの移設及び除去 ●路面凹凸の改善 ●誘導ブロックの設置及び破損箇所の修繕

(2) 準特定経路

道路管理者	路線名	事業内容
貝塚市	市道貝塚駅前線	●「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」にできる限り準じた整備の実施
	市道駅東停車場線	
	市道小瀬神前線	
	市道駅南線 (駅以北)	
	市道鳥羽畠中線	
大阪府	府道貝塚停車場線	

7-4. 信号機などのバリアフリー化（交通安全特定事業）

公安委員会	対象	事業内容
貝塚警察署	特定経路	●既存信号機について、音響式信号機などに改良します。
		●標識・標示について、反射材などを用いた識別性の高いものに改良します。
		●違法駐車行為の取締りを強化します。
		●違法駐車防止の広報活動及び啓発活動を実施します。
	準特定経路	●関係する事業者と協議の上、特定経路に掲げる事業内容を必要に応じて実施します。

7-5. その他の関連施策

(1) ソフト的バリアフリーの推進

① 道路管理

段差、凹凸、歩行空間を阻害する商品台（商品のはみ出し）及び看板などが放置されることのないように、日常の点検や市民の協力により適切な管理・指導に努めます。

② 迷惑駐車対策

市民・関係団体・関係機関と連携しつつ、意識啓発、指導強化及び取締りの徹底などの迷惑駐車対策を進めます。

③ 迷惑駐輪対策

市民・関係団体・関係機関と連携しつつ、意識啓発、指導強化及び移動保管などの迷惑駐輪対策を進めます。

④ 業者及び商業者団体の協力

すべての人が安全かつ円滑に移動できるように、商業者及び商業者団体に対して、バリアフリーの考え方を広く普及します。

⑤ 啓発・学習

マナーの向上やサポートの促進を図るため、広報、イベント、学習会及び教育の場を通じ啓発に努めます。

8. 今後の取り組み

(1) 南海貝塚駅のエレベーターの設置をはじめとする駅舎施設の整備に取り組みます

『「交通バリアフリー」に関する市民アンケート調査』や『タウンウォッチング調査』においても、南海貝塚駅へのエレベーターの設置などの上下移動しやすい改善に対する意見・要望が多くありました。

現在の南海貝塚駅は、橋上駅舎として一定の整備が完了していますが、市民が利用しやすい駅舎の実現に向けて、エレベーターの設置などを、鉄道事業者と行政が協力して取り組みます。

(2) 市民が主体となるバリアフリーのまちづくりを進めます

バリアフリー化を推進するためには、市民の協力は必要不可欠であり、また、市民みんなが身近なところから、できることをはじめることが重要です。

市民みんなができることから始めましょう

- 迷惑駐車や迷惑駐輪はやめましょう
- 歩行空間への商品や看板などはみ出しはやめましょう
- まちで困っている人がいたら、積極的に手をさしのべましょう

(3) 市域全体のバリアフリー化の推進に努めます

本基本構想をモデルとし、今後、市域全体のバリアフリー化の推進に努めます。

(4) 法改正や社会ニーズに柔軟に対応していきます

「交通バリアフリー法」は法施行後5年（2005年・平成17年）を経て、必要な措置を講じることが定められており（附則第3条）、また、新技術の開発などへの対応が必要になってくるものと考えられます。

そのため、今後、社会ニーズや新技術開発、法改正など社会情勢が変化することを考慮し、これらに対して柔軟に対応していきます。

9. 参考資料

9-1. 貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

分野	職名	氏名	備考
高齢者団体代表	貝塚市老人クラブ連合会会長	岩橋 正博	
身体障害者団体代表	身体障害者貝塚市中心杖会理事長	岳原 秀義	
	貝塚市視覚障害者協会会長	井上 誠一	会長
	貝塚ろうあ福祉会会長	西崎 誓	
	貝塚市手をつなぐ親の会会長	田中 敏子	
地域住民団体代表	貝塚市町会連合会会長	勝 諭	副会長
	貝塚市婦人連絡協議会監査	塚筋 藤子	
地域商店街代表	貝塚市商店連合会副会長	策野 カズ美	
	貝塚商工会議所専務理事	南野 勇	
公共交通事業者	南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部統括部長	萱 信二	
	水間鉄道株式会社取締役社長	平川 勉	
道路管理者	大阪府岸和田土木事務所建設課長	志部 俊幸	
公安委員会	大阪府貝塚警察署交通課長	喜田 真司	
学識経験者	和歌山大学システム工学部教授	足立 啓	
その他関係機関	貝塚市社会福祉協議会会長	岸和田 岸長	
貝塚市	都市政策部長	藤原 龍男	
	健康福祉部長	浅野 孝治	
	建設部長	棚田 博	
	環境生活部長	森 千代子	

9-2. 貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。以下「法」という。）第6条第4項の規定に基づき、貝塚市における交通バリアフリー基本構想の策定、移動の円滑化の促進に関する調査検討及び関係者相互の連絡調整を図るため、貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び協議を行う。

- (1) 旅客施設、道路、駅前広場等について、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のための事業に関する基本的事項
- (2) 法第2条第7項に規定する重点整備地区に関する事項
- (3) 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 高齢者団体の代表者
- (2) 身体障害者団体の代表者
- (3) 地域住民団体の代表者
- (4) 地域商店街の代表者
- (5) 公共交通事業者の職員
- (6) 道路管理者の職員
- (7) 公安委員会の職員
- (8) 学識経験者
- (9) 市の職員
- (10) その他市長が必要があると認める者。

3 協議会は、職務を終了したときをもって解散するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置くものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集しその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明、その他の協力を求めることができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月3日から施行する。

9-3. 貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会等の経緯

開催日等	議事
第1回策定協議会 (平成15年7月3日)	○貝塚市交通バリアフリー基本構想について ○今後のスケジュールについて ○その他
アンケート調査 (平成15年7月27日、 平成15年7月30日 ～平成15年8月7日)	○高齢者、妊婦・乳幼児保護者と身体障害者等を対象に実施。
タウンウォッチング調査 (平成15年8月22日)	○市民福祉センターから貝塚駅までのルート(2ルート)を市民の方々が中心となって調査を実施。
第2回策定協議会 (平成15年10月8日)	○市民アンケート調査及びタウンウォッチング調査の結果について ○基本構想策定に向けての課題の整理について ○その他
第3回策定協議会 (平成15年12月19日)	○交通バリアフリー基本構想(素案)について ○市民意見の聴取方法について ○その他
基本構想(素案)の縦覧と 市民意見の聴取 (平成16年1月15日 ～平成16年1月29日)	○都市計画課とホームページにおいて、基本構想(素案)の縦覧と意見書の受け付けを実施。
第4回策定協議会(予定) (平成16年3月15日)	○交通バリアフリー基本構想(案)について ○その他

9-4. 基本構想の作成

○基本構想作成年月日 平成16年3月31日